

4江総経第2908号

令和5年3月2日

江東区総務部経理課

工事受注者の皆様へ

## 賃金等の変動に対する工事請負契約書第26条第6項（インフレスライド条項）の運用について

国は、令和4年3月から適用してきた労務単価（以下「旧労務単価」という。）より上昇した「令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価」（以下「新労務単価」という。）を決定、公表しました。

さらに、国は、適正な賃金水準の確保を促し、技能労働者の処遇改善を図る環境整備のため、新労務単価の早期活用やスライド条項の適切な運用等について、各地方自治体に対し要請しています。

江東区ではこの要請を踏まえ、一定の既契約工事についても新労務単価に対応し、令和5年3月1日が工期内にある工事を対象に、インフレスライド条項（工事請負契約書第26条第6項）を国の運用（「賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の運用について」（平成26年1月30日付国地契第57号他））に準じて運用することとしました。

また、令和5年2月28日以前に契約を締結した工事のうち、令和5年3月1日において工期の始期が到来していないものについても、インフレスライド条項の内容を準用することを決定しましたので、あわせてお知らせいたします。

なお、請求にあたっては、工事主管部署と十分な協議をお願いします。

受注者の皆様におかれましては、この取組の趣旨をご理解いただき、契約金額が変更された場合は、下請企業との間で締結している請負契約の金額の見直し等を行い、技能労働者への賃金水準の引上げ及び法定福利費相当額（事業者負担分及び労働者負担分）を適切に含んだ額での下請契約とされるよう、より一層の対応をお願いします。

※ 必要に応じて、上記下請契約等の対応をした旨を証明する書類の提出を求めることがあります。

【問合せ先】

江東区総務部経理課契約係

電話：03-3647-9037（直通）

令和 年 月 日

江東区契約担当者 殿

所在地

請負者 名 称

代表者

印

工事請負契約書第26条第6項の規定による契約金額の変更 (請求)

年 月 日付けで契約締結した下記の工事については、賃金水準等の変動により契約金額が不相当となったため、工事請負契約書第26条第6項の規定により契約金額の変更を請求します。

記

- 1 工 事 件 名  
(契約番号) ( - - )
- 2 契 約 金 額 ¥
- 3 契 約 日 年 月 日
- 4 工 期 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 5 工 事 場 所
- 6 希 望 基 準 日 令和 年 月 日
- 7 変 更 請 求 概 算 額 ¥
- 8 概 算 変 動 前 残 工 事 金 額 ¥

(概算変動前残工事金額とは、契約金額から希望基準日における既済部分に相応する契約金額を控除した額)

※希望基準日は、この請求を提出する日から起算して14日以内とする。

※別紙「概算スライド額調書」(様式2)を添付する。

※変更請求概算額及び概算変動前残工事金額については、精査の結果によっては、変更となることもある。

※工期又は工事内容の変更について先行指示があるが、契約変更が済んでいない場合には、その旨を確認するための資料を添付する。

## 概算スライド額調書

工 事 件 名 (契約番号)	(      —                      —      )
契 約 金 額	円 (税込み)
予 定 価 格	円 (税込み)
落 札 率	.      %
契 約 日	年      月      日
工 期	年      月      日から令和      年      月      日まで
希 望 基 準 日	令和      年      月      日
出 来 高	.      %
出来高額 (既済部分に相応する契約金額)	円 (税抜き)
変動前残工事金額 (P 1)	円 (税抜き)
変動後残工事金額 (P 2)	円 (税抜き)

$$\begin{aligned}
 \text{スライド額 (S)} &= P 2 \quad - \quad P 1 \quad - \quad ( P 1 \times 1 / 1 0 0 ) \\
 &= \quad \quad \quad - \quad \quad \quad - \quad ( \quad \quad \quad \times 1 / 1 0 0 ) \\
 &= \quad \quad \quad - \quad \quad \quad - \quad \quad \quad \\
 &= \quad \quad \quad - \quad \quad \quad - \quad \quad \quad
 \end{aligned}$$

P 1    : 変動前残工事金額  
(契約金額から当該請求時の既済部分に相応する契約金額を控除した額)

P 2    : 変動後残工事金額  
(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事金額に相応する額)

$$\text{スライド額 (税込み)} = (S) \times (1 + \text{消費税及び地方消費税の税率})$$

※ 出来高、出来高額、変動前残工事金額及び変動後残工事金額については、概算とする。ただし、精査の結果によっては、これらを変更することがある。

※ 落札率は、入札経過調書等を参考に、小数点以下1位まで記入する。

※ 監督員と相談の上、出来高、残工事の既定額、単価の変動及び上昇額についての資料を添付する。